

十一
後第
の二
利期
子以

利てを毎
子、支年
をそ払三
支の期月
払日と二
う以し十
。前、日
六各及
月支び
間払九
に期月
属に二
すお十
るい日

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

十九 八七 六五四三 二 一
初利 発発種額払發發の法發号名
期 行類面込行條律行稱及
利 行金行項及の
価 額金方び根
子率 格日の額額法そ拠
記

す次そが金と平年十額平円五二額郵条二財回
る号の銀額し成〇六面成、万千面便第十政付
期及翌行を、十・銭金十一円二金貯一六融
日び営休支次五三額四億、百額金項年資
に第業業払の年バ百年円十九で資法資
つ十日日う算三一円九及万十ニ金律金
い二にに。式月セに月び円九千に
て号支当たに二ントつ二十、億三よ
同に払ただよ十引き十億百八百億引
じおうるしり日九日円万百億円
いへと、算を十九の円万円受け
て以き支出支九六、円種千
規下は払し払九円
定、期た期万

件成省
等十令国財
平四年第債務省
を成次年三告示
の十月九号發行
十四と年二年
年おり三十月
四十日告示等
に關す第百七
第七條第百七
三百七十六行
する省令三項
に發行したの
。昭和三十
年四月四日
付國庫債券
財務大臣塩川
。正十郎
。第十二
。十昭和
。一和
。二
。大蔵

十
五

十
四
三
二

払込期日 払場所 元利金支 償還金額 償還期限

平成十九年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局